

令和 7 年 6 月 17 日
健康福祉常任委員会資料

地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

社会福祉法人の適正運営の確保

福祉部総務課 法人指導官

目次

I 社会福祉法人の適正運営の確保 01

II 社会福祉法人への運営支援 08

資料編 10

I 社会福祉法人の適正運営の確保

1 社会福祉法人制度改革への対応

(1) 指導監査、研修会等による周知徹底 (1,823千円)

(目的) ・ 経営組織のガバナンスの強化

・ 事業運営の透明性の向上

・ 財務規律の強化

・ 地域における公益的な取組みの責務化等

を柱とする社会福祉法人制度改革の浸透

(内容) ・ 法人向け研修会や県内所轄庁担当者を対象とした研修会等の開催

・ 計画的な指導監査

県内法人数（4月1日現在）

所轄庁	県内法人数										所管する法人の考え方		特定法人 数 (注)
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	H27	H28~		
国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2以上の都道府県 の区域にわたり事 業を行う法人	地域を限定しない で行われる事業等 を行う法人	—
県	本庁 県民局 計	79	80	80	82	84	86	91	94	95	国、指定都市、市が所管する以外の法 人 (県民局は、1県民局の区域内で事業 を行う法人を所管)		13
		75	76	75	74	74	75	72	73	73			
		154	156	155	156	158	161	163	167	168			
神戸市		167	168	169	169	168	168	168	168	159	当該市内のみで事 業を行う法人	主たる事務所が神 戸市内にあり、県 内のみで事業を行 う法人	8
中核市 4市 一般市 24市		160	194	197	200	202	203	203	201	201	当該市内のみで事業を行う法人		西宮市 1
		297	269	269	272	272	272	274	273	274			
計		779	788	791	798	800	804	808	809	802			22

(注) サービス活動収益30億円超または負債60億円超の法人（令和5年度決算）

(2) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 (25,400千円)

(目的) ・小規模な社会福祉法人等による協働事業の推進を図る

(内容) ・複数法人が参画するネットワークを構築

・参画法人による協働事業の実施

・合同研修や人事交流 等

(補助メニュー)

ア 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援

<助成金額> 1か所あたり1,000千円

<令和7年度補助予定> 2か所

イ 社会福祉連携推進法人設立支援

<助成金額> (ア)連携推進法人立上げ支援 1回限り1,500千円

(イ)連携推進法人の企画立案・実施

1回限り1,000千円

<令和7年度補助予定> (ア)(イ)各2か所

ウ 法人間連携プラットフォームの設置

- <助成金額> (ア)合同研修会や人事交流 1か所あたり4,000千円
(イ)事務処理部門の集約・共同化 1回限り3,200千円
(ウ)ICT技術導入支援 1回限り2,000千円

<補助実績> 令和4・5年度0件、令和6年度1件

<令和7年度補助予定> (ア)(イ)(ウ) 各2か所

(3) 社会福祉連携推進法人制度の促進

(目的) 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人、NPO法人等を社員として、
相互の業務連携を推進

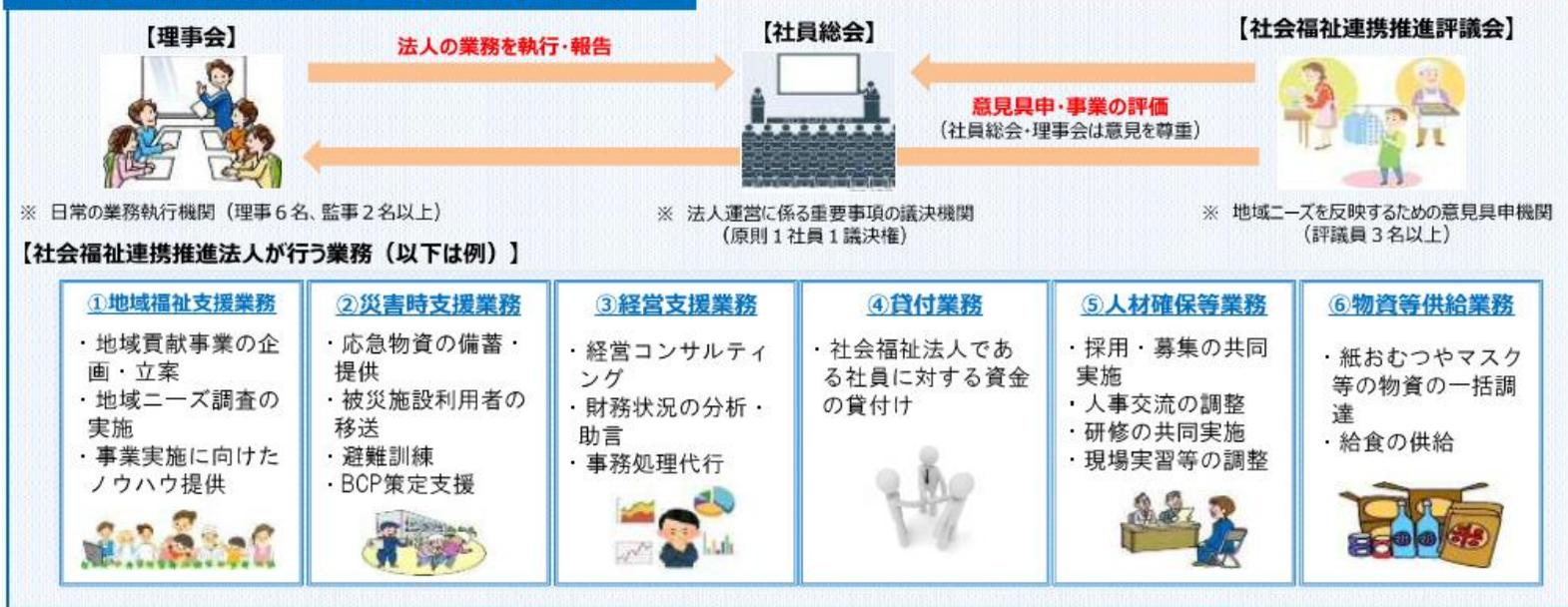
(法人数) 県内：3

(県所管：令和4年8月1日認定、日の出医療福祉グループ
神戸市所管：令和7年2月20日認定、神戸繋がりの会、
令和7年3月12日認定、カムカムコウベ)

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。**(令和4年4月1日施行)**
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ **社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。**

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）

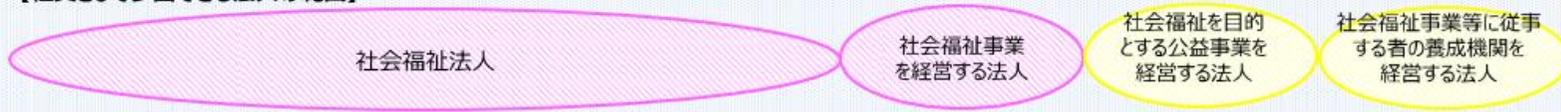


会費等の支払・社員総会での議決権行使

業務を通じて個々の社員の経営を支援

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要



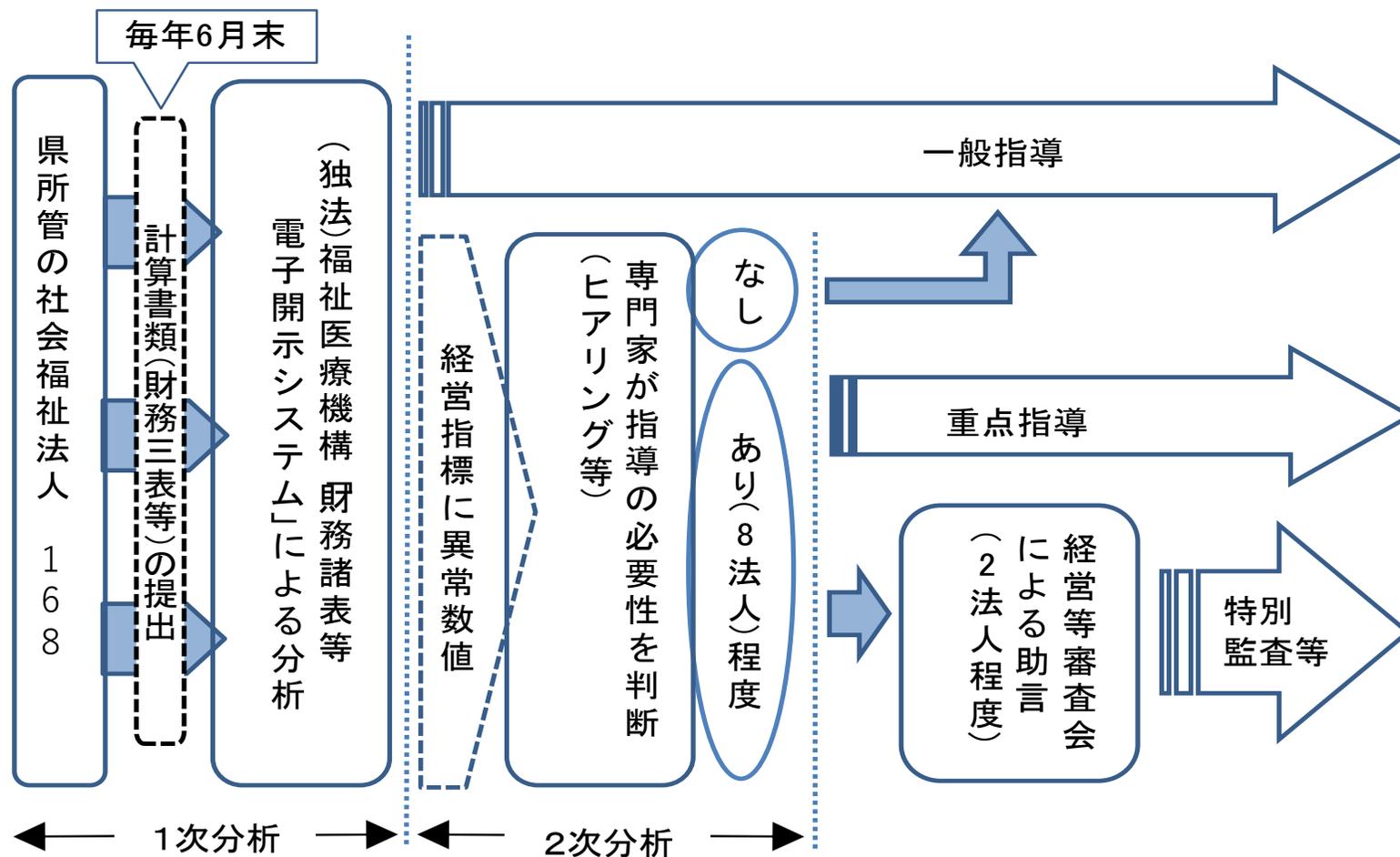
認定・指導監督

認定所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか）

2 社会福祉法人経営指導強化事業 (343千円)

(目的) ・ 経営不振の社会福祉法人の課題を早期に発見し、経営適正化に向けた指導を行う

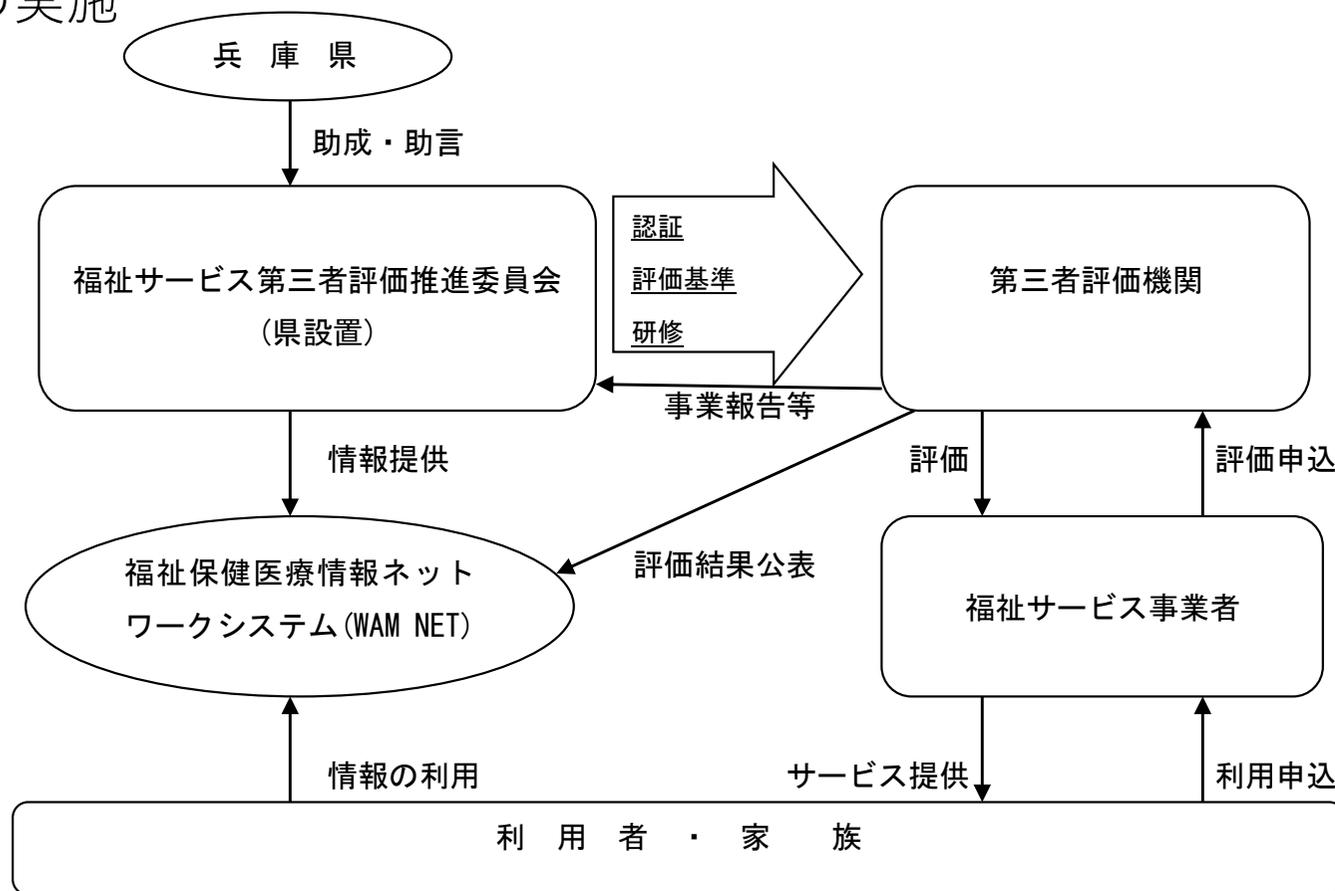
(内容) ・ 公認会計士等による財務分析 等



3 福祉サービス第三者評価事業 (575千円)

(目的) 福祉サービスの質の一層の向上、利用者のより適切なサービス選択

(内容) 第三者評価の質の向上を図るための評価調査者フォローアップ研修等の実施



※ 評価結果は、評価機関がWAM NET を利用し、インターネット上で公表している。

II 社会福祉法人の運営支援

1 民間社会福祉施設運営支援事業 (278,395千円)

(目的) ・施設利用者の処遇向上を図る

(内容) ・利用者処遇に直接影響のある施設職員を基準より多く配置している施設に対し、人件費を補助する

(対象施設) 県所管民間社会福祉施設

年度	令和4	令和5	令和6
施設数	397	386	380

2 社会福祉施設整備資金借入金に対する利子補助 (2,149千円)

(目的) ・施設整備の推進

(内容) ・民間社会福祉施設（措置施設に限る）の新築・増築等を行うにあたり、独立行政法人福祉医療機構から資金を借り入れた場合、その利子の一部を補助する

(対象施設) 救護施設、児童養護施設、養護老人ホーム等

3 民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の掛金補助 (1,254,654千円)

(根拠) ・社会福祉施設職員等退職手当共済法

(内容) ・民間社会福祉施設（介護保険施設等を除く）に勤務する職員を対象として退職共済事業へ補助する

(共済事業実施主体) 独立行政法人福祉医療機構

(負担割合) ・国補助1/3、県補助1/3、事業者掛金1/3

資料編

(1) 社会福祉法人等の指導・監査実績

区 分	令和5年度						令和6年度						
	対象数	実施数	指摘 法人 数等	行政 措置 件数 (注1)	報酬 等 返還 件数	報酬等 返還額 (千円)	対象数	実施数	指摘 法人 数等	行政 措置 件数 (注1)	報酬 等 返還 件数	報酬等 返還額 (千円)	
社会福祉法人	164	62	54	0	—	—	168	39	33	0	—	—	
介護保険	居宅系	1,986	339	218	0	13	502	2,053	270	222	0	11	4,706
	施設系	262	82	62	0	6	53,236	261	58	48	0	3	1,029
障害福祉	居宅系	1,367	195	124	1	17	22,385	1,443	184	127	0	13	3,198
	施設系	729	144	99	2	9	58,923	767	96	77	3	20	21,078
保育所、認定こども園等	1,374	339	135	0	—	—	1,384	277	117	0	—	—	
その他児童福祉施設	105	9	3	0	—	—	105	3	2	0	—	—	
その他社会福祉施設	732	105	88	1	5	1,715	780	124	100	3	13	14,165	
計	6,719	1,275	783	4	50	136,761	6,961	1,051	726	6	60	44,176	

(注1) 行政措置件数：改善勧告、改善命令、効力の停止、指定取消の合計

(注2) 保育所、認定こども園、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

(注3) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業など

(注4) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、障害児通所施設、障害児入所施設

(2-1) 指導・監査での主な指摘事項

対 象	内 容	
社会福祉法人	評議員・ 評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決議の省略手続により実施された理事会及び評議員会の手続不備 ・ 役員の適格性を説明する資料の添付もれ
	理事、監事等・ 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の招集に必要な事項の決議もれ ・ 理事長の職務執行状況報告の不備 ・ 次期監事選任に係る在任監事の同意手続の不備
	役員等の報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬支給基準、報酬総額に係る評議員会の決議もれ ・ 無報酬の役員に対する交通費の一律支給 ・ 役員報酬支給基準に定めるべき事項の不備
	財産管理・ 会計管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計責任者、固定資産管理責任者、出納職員の任命手続の不備 ・ 随意契約の手続の不備 ・ 寄附金収益明細書の未作成
	情報の公表・ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の定款が未公表

(2-2) 指導・監査での主な指摘事項

対 象	内 容	
介護保険サービス 事業所・施設	施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護報酬請求が不適正 ・ 身体拘束等の適正化の対策の不備 ・ 運営規程の不備 ・ 職員の配置状況が不明瞭
	利用者処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス計画の未作成又は手続の不備
障害福祉サービス 事業所・施設	施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付費請求が不適正 ・ 運営規程の不備
	利用者処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス計画の未作成又は手続の不備 ・ 避難訓練の未実施
保育所・認定こども 園	施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練の実施回数不足 ・ 職員の配置不足
	利用者処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・ アレルギー対応の手順書の不備 ・ 苦情対応窓口の未周知

(3) 令和7年度研修会等の開催予定

区 分	実 施 内 容
県内所轄庁職員向け 研修会等	令和7年4月 : 監査指導担当職員新任研修 同 年6月 : 県・一般24市法人指導担当者研修会 (指導監査) 同 年8月頃 : 県・神戸市・中核4市法人指導担当者 意見交換会
社会福祉法人向け 研修会	対象：県所管の法人の理事、監事、事務局職員、 会計担当者等 令和7年10月頃開催